

おける一般競争入札の公告

計 課 \bigcirc ○開発行為に関する工事の完了公 告

 \bigcirc

○埼玉県教育委員会定例会の招集

 \bigcirc

八八八

戸県土

(教委・総務課) 八

課)

兀

○選挙管理委員会の招集

選

管 委

八

九

七 七 六

訂正

九

○埼玉県教育委員会教育長訓令第

一号中訂正

○埼玉県教育委員会規則第十号中

四

訂正

(教委·総務課)

八

○埼玉県教育委員会規則第九号中

正

-1 -

規

則

埼玉県知事

上

田

清

司

部改正

(平成七年埼玉県規則第百四号)

「県民生活部県政情報セ

情報センター」に改める。

様式第六号中「埼玉県知事 様」を (あて先)

埼玉県知事」

に改める。

一条 次に掲げる規則の規定中 (埼玉県情報公開審査会規則及び埼玉県個人情報保護審査会規則の一部改正) 「総務部県政情報センター」を「県民生活部県政

埼玉県情報公開審査会規則 (平成十七年埼玉県規則第七十四号) 第八条

埼玉県個人情報保護審査会規則 (平成十七年埼玉県規則第七十五号) 第九条

この規則は、 公布の日から施行する。

則

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年七月十八日

玉県教育委員会委員長 髙 橋 史

埼玉県教育委員会規則第二十五号

埼玉県教育局組織規則の一部を改正する規則

次のように改正する。 埼玉県教育局組織規則 (昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十二号) の 一部を

の欄中 第二十一条第二項の表生涯学習文化財課、 「第九条の三第二項」を「第九条の三第三項」に改める スポーツ振興課及び人権教育課の項職

附 則

この規則は、 公布の日から施行する。

亦

埼玉県告示第九百六十三号

集について次のとおり告示する。 び第百十八条の規定により、自衛官の募 百七十九号)第百十四条、第百十七条及 自衛隊法施行令 (昭和二十九年政令第

> 埼玉県知事 上 田 清 司

募集期募集区分

イ 二等海士 (男子) (男子)

応募資格

口

二等空士

イ 採用予定月の一日現在において年

三階

常盤四丁目十一番十五号浦和合同庁舎

平成二十年七月十八日

籍を有する者 齢十八歳以上二十七歳未満の日本国

口 陸・海・空士志願票参照 する欠格事由に該当しない者 六十五号)第三十八条第一項に規定 自衛隊法(昭和二十九年法律第百 (二)等

八

各地域事務所の位置及び名称

1

さいたま市大宮区桜木町二丁目三

百七十六番地MS―1ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部さいたま

び各地域事務所において受け付ける。

電話〇四八—八三一—六〇四三)

及

三 採用試験の方法

地域事務所

(電話○四八—六五一—二四二

作文) 筆記試験 国語、 数学、 社会及び

口述試験

口

所沢市西所沢

丁目九番十九号鹿

島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域

適性検査

募集期間 身体検査

事務所

(電話)

四一二九二三—四六九

兀 平成二十年七月二十二日から八月二

朗

十五日まで

Ŧi. 入隊時期

平成二十年十月

試験期日並びに試験場の位置及び名

称 イ 試験期日

平成二十年九月六日 . (男子)

口 試験場の位置及び名称

1 十番七号 さいたま市北区日進町一丁目四

2

陸上自衛隊大宮駐屯地

練馬区大泉学園町 陸上自衛隊朝霞駐屯地

埼玉地方協力本部(さいたま市浦和区 応募者の受付 各市役所、 各町村役場並びに自衛隊

七

二 熊谷市筑波三丁目九十番地 事務所 事務所 ビル二階 <u>Fi.</u> 駐屯地内 自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域 自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域 (電話〇四八--四六六-四四三

国際

(電話○四八―五二二―四八五

ホ Ŧi. 秩父市宮側町三番地三 自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域

(電話) 四九四—二二—六一五 事務所

也

練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞

に供する。

する。

泊 宮

聡

眼眼眼影

科科科

国立身体障害者リハビリテーションセンター病院

さとう眼科医院

司

埼玉県告示第九百六十四号

5 www.saitamaken-npo.net/))により縦覧 びにインターネットを利用する方法 書を申請のあった日から二月間、 び翌事業年度の事業計画書及び収支予算 設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及 非営利活動法人を設立しようとする者か 第七号)第十条第一項の規定により特定 玉県NPO情報ステーション(http:// 域振興センターにおいて備え置く方法並 活部NPO活動推進課及び埼玉県北部地 なお、当該申請に係る定款、役員名簿 特定非営利活動促進法(平成十年法律 同条第二項の規定により公告する。 次のとおり申請書が提出されたの 県民生 (埼 五. 三 兀

> 平成二十年七月十八 埼玉県知事 田 清 司

平成二十年七月十日 申請のあった年月日

申請に係る特定非営利活動法人の名

称

代表者の氏名

し、 この法人は、 定款に記載された目的

特定非営利活動法人みのりの里

啓二朗

主たる事務所の所在地

埼玉県深谷市櫛引百四十一 番地

の福祉の増進に寄与することを目的と 必要な福祉サービスを行い、 地域で自立した生活を営むために 障害者及び高齢者に対 社会全体

埼玉県告示第九百六十五号

玉県条例第六十一号)第三十条の六第 成七年埼玉県規則第九十八号) 項(埼玉県環境影響評価条例施行規則(平 埼玉県環境影響評価条例 (平成六年埼 第三十条

三項の規定により公告する。 場合を含む。)の規定による知事の意見 第二項の規定により読み替えて適用する 内容について、 同条例第三十 -条の六第

イ

平成二十年七月十八日 埼玉県知事 田

清

司

事後調査書の名称

口

建設事業に係る事後調査書 事業者 彩の国資源循環工場廃棄物処理施設 (彩の国資源循環工場事業者

協議会)に対する意見の内容

の保全及び公害の防止に努めること。 都市計画決定権者 適正な運転管理を徹底し、 彩の国資源循環工場廃棄物処理施設 (埼玉県) 周辺環境 に対す

る意見の内容 施設の稼働が定常状態となった時期

事項に十分留意すること。 事後調査の実施に当たっては、

次の

載すること。 えて改めて整理し、 稼働状況、 由について、 事後調査の項目、 周辺地域の状況等を踏ま 彩の国資源循環工場 事後調査書に記 方法等の選定理

いて、住民が確認できる方法を事後 づき実施されている調査の結果につ 彩の国資源循環工場運営協定書に基 査書に記載すること。 環境影響評価の事後調査とは別

埼玉県告示第九百六十六号

身体障害者福祉法

(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定に

より医師を指定したので、

身体障害者福祉法施行細則

(平成五年埼玉県規則第三十

九号)第一条の規定により告示する。

医師の氏名

指定障

害区

分

療

科

名

医

療

機

関

0)

名

称

川口市芝四 矢 療

五

哲

士

平成二十年七月十八日

埼玉県知事

上

田

清

司

機 関 0) 所

在 地 指 定 年 月

所沢市並木四 深谷市上柴町西五-

成 六月

同同同

草加市立病院 関口眼科医院

埼玉県済生会川口総合病院

社会福祉福祉法人恩賜財団済生会支部

川口市西川口五——一一五

深谷赤十字病院

関 村

下 \Box

裕 邦

理 夫

視覚障害 視覚障害

眼眼

科 科 古 桜 仲 雨

達 健

之

視覚障害 視覚障害 視覚障害 視覚障害

草加市草加二—二二—二 川口市上青木西二—一〇一八

同同

-3 -

	十万	ξ 2	UĦ	- 7	月 I	8	1 (金里	隹 口)			一则	-	1,	স	<u> </u>	干以									弗	19	9	万	
向	Щ	三	加	増	神	永	豊	飛	森	今	野	岡	市	神	小	尾	大		文	宮			片			田			牧	福	Щ
Щ	根	木	藤	田	尾	井	Ш	松		村	村	田	Ш	﨑	Ш	方	塚		村	崎			山			井			野	本	野井
美	正	健	宏	_	正		泰	好	俊	浩	和		綾	真		克	友		優	貴						真			奈	太	貴
雄	久	司	_	哲	己	努	彦	子	子	_	重	崇	乃	実	剛	久	吉		_	志			諭			愛			緒	郎	彦
じん臓機能障害	心臓機能障害	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	肢体不自由	そしゃく機能障害	音声·言語機能障害	そしゃく機能障害	音声・言語機能障害、	聴覚障害	そしゃく機能障害	音声・言語機能障害、	聴覚障害、平衡機能障害、	そしゃく機能障害	音声・言語機能障害、	聴覚障害、平衡機能障害、	そしゃく機能障害	音声・言語機能障害、	聴覚障害、平衡機能障害、	視覚障害	視覚障害
内科	循 環 器 科	神経内科	脳神経外科	脳神経外科	脳神経外科	リハビリテーション科	リウマチ科	リハビリテーション科	内科	整形外科	整形外科	脳神経外科	整形外科	神経内科	神経内科	神経内科	リハビリテーション科		神経内科	耳鼻咽喉科			耳鼻咽喉科			耳鼻咽喉科			耳鼻咽喉科	眼科	神経内科
医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院	医療法人財団石心会 狭山病院	川口市立医療センター	社会福祉法人恩賜財団済生会 埼玉県済生会栗橋病院	医療法人社団 哺育会 白岡中央総合病院	医療法人藤仁会 藤村病院	リハビリテーション天草病院	医療法人社団真心会 豊川医院	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院	国立身体障害者リハビリテーションセンター病院	医療法人翠心会 敬愛病院	深谷赤十字病院	医療法人壮幸会 行田総合病院	医療法人厚和会 河合病院	防衛医科大学校病院	防衛医科大学校病院	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院	独立行政法人国立病院機構 東埼玉病院		埼玉県総合リハビリテーションセンター	イムス三芳総合病院			医療法人財団石心会 狭山病院			草加市立病院			草加市立病院	ふくもと眼科	医療法人社団愛友会 上尾中央総合病院
上尾市柏座一—一〇—一〇	狭山市鵜ノ木一―三三	川口市西新井宿一八〇	北葛飾郡栗橋町小右衛門字五反田七一四—六	南埼玉郡白岡町小久喜九三八—一二	上尾市仲町一—八—三三	越谷市平方三四三—一	所沢市小手指町三―二二―一二	所沢市並木四—一	所沢市並木四—一	比企郡鳩山町大橋一〇六六	深谷市上柴町西五—八—一	行田市持田三七六	川口市領家三―六―七	所沢市並木三―二	所沢市並木三―二	蓮田市黒浜四一四七	蓮田市黒浜四一四七		上尾市西貝塚一四八—一	入間郡三芳町藤久保二六六—一			狭山市鵜ノ木一―三三			草加市草加二—二二—一			草加市草加二—二一—一	入間市野田九三六ツサカビル一階	上尾市柏座一—一〇—一〇 平成二十年
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同		同	同			同			同			同	同	年 六月

平原	₹20	年	7	∃ 1	8	∃ (金剛	翟日)			埼	-	<u>F</u>		=	報									第	1 9	9 5	7号	
	J	Ē		渡			大		足			遠	匠	る	4	埼			-	三	根	堤	梶	浦	北	長公	蜂	遠	青	鈴
	즅	奇		邊			島		立			藤	と師 の	と師が	身体院	土県			7	橋	本		原	Ш	嶋	谷川	矢	藤	島	木
	信	矣		淳			逸		英			哲	医師の氏名	る医師から、	厚害	宣示第			Î	敏	泰	謙	周	雅	将		隆	正	正	洋
	ŭ	生旦		郎			馬		雄			治	石		身体障害者福祉法	免九百·			j	武	寛	<u> </u>	_	己	之	忠	彦	人	大	通
	又は直腸機能障害	、ゴ蔵幾泥章髺、ぼう		心臟機能障			じん臓機能障		ぼうこう又は直腸機能障害			視覚障	指定障害区	次のとおり変更の届出があった。	汝(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一	埼玉県告示第九百六十七号) 	小揚機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害、	肢体不自由	小腸機能障害	小腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	ぼうこう又は直腸機能障害	呼吸器機能障害	じん臓機能障害
	厚き き	5		害			害		障害			害	分	あった	律第二															
所	2		所	医	所		医	所	医		所	医	変	0	百八·				2	外	整	外	外	外	泌	外	泌	外	内	内
在	护格	京 後 関ラコ	在	療機関名	在		医療機関名	在	療機関名		在	医療機関名	更 事		士芸		}				形				尿		尿			
地	序 4	图 :	地	宮	地		翔 名	地	窝 名		地	窝 名	項		亏		}		-	τΛ	外町	τΛ	±ΛΙ	ŒΝ	器	£Λ	器	ŒΝ	±νι	ΣVI
															第十五					枓	科	科	科	科	科	科	科	科	科	科
本庄市北堀八一〇			春日部市緑町五―九―四	医療法人財団明理会 春日部中央総合病院	所沢市並木三―一―一一〇一	パークタウンクリニック	医療法人社団康成会	深谷市上柴町西五—八—一	深谷赤十字病院		川口市戸塚東三―三―一八	医療法人埼友会 埼友川口クリニック	変更前		条第一項に規定す	平成二			j	医療法人財団明理会 鶴瀬病院	医療法人根本外科	医療法人財団石心会 狭山病院	医療法人社団清心会 至聖病院	医療法人壮幸会 行田総合病院	社会福祉法人恩賜財団済生会 埼玉県済生会栗橋病院	埼玉県立循環器・呼吸器病センター	春日部市立病院	熊谷総合病院	医療法人財団石心会 狭山病院	埼玉医科大学病院
本庄市北堀八一〇		<u>~</u>	三郷市鷹野四―四九四―一	医療法人財団健和会 みさと健和病院	北足立郡伊奈町大字小室九四一九		医療法人一心会 伊奈病院	深谷市上柴東五—一五—一四	あだち医院	シティデュオタワー川口二〇七	川口市栄町一―一二―二一	えんどう眼科	変 更 後		埼玉県知事	一十年七月十八日				富士見市羽沢二―一一―一四	富士見市鶴馬三四七七—一	狭山市鵜ノ木一一三三	狭山市下奥富一二二一	行田市持田三七六	粟橋病院 北葛飾郡栗橋町小右衛門字五反田七一四-	ター 熊谷市板井一六九六	春日部市中央七—二—一	熊谷市中西四—五—一	狭山市鵜ノ木一―三三	入間郡毛呂山町毛呂本郷三八
	<u>[</u>]	平成二十年 四月 一日		平成二十年 四月 一日			平成二十年 四月 一日		平成二十年 六月 一日			平成二十年 五月 一日	変 更 年 月 日		知事 上 田 清 司				-	平成二十年 六月 一日	平成二十年 四月 一日	同	同	同	七一四一六 同	同	同	同	同	同

平成20年7月18日(金曜日)		埼	玉	県	報				第19	97号	
石川桑よ埼田の東	辻	大	雄	忽滑	設	石	山	大	谷	嶋	岡
埼玉県告示第九 身体障害者福祉 より指定の辞退が 民師の氏名 医師の氏名 が 選型子 が カーラ		串	鹿	谷	楽	本	田	島	﨑	根	
の定障 告 明真雅氏の害 示 理名辞者 第		元	大	通	幸	総一	剛	伸	義	正	治
在 理 名 辞 者 祖 み 祖 が 社 百	明	_	地	夫	治	郎	久	浩	徳	樹	道
埼玉県告示第九百六十八号 身体障害者福祉法施行令(のより指定の辞退があったので、 上の指定の辞退があったので、 展師の氏名 指 定 暗 医師の氏名 指 定 暗 人 に 職 機 と に で 、	ぼう	視	視	心	視	肢	じ	心臓	肢	呼	心臓
8 ' W F - ' '	こうせ	覚	覚	臓	覚	体	ん 臓	心臓機能障害、	体	吸 器	機能障
、 く機能障害 で、身体障害者 で、身体障害者 で、身体障害者 で、身体障害者 で、身体障害者	ぼうこう又は直腸機能障害	元	元	機	兄	不	機		不	機	心臓機能障害、じん臓機能障害
機能 障 障 電 医 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1 年 1	機能	障	障	能障	障	自	能 障	呼吸器機能障害	自	能 障	機機能
障	障 害	害	害	害	害	由	害	覧 害	由	害	脖 害
(昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号) (昭和二十五年政令第七十八号)	f 医 j	所 医	所 医	所 医	所 医	所 医	所医所	丘 医 所	医所	医所	医
前 在 地 前	療	在 地层療機関名	在 地	在 地	在 地	在 地	療機関名 地名	療	療機関名	療機関	療機関名
立立人療細八	関 b 名:	関 地 名	関 地 名	関 地 名	関 地 名	関 地 名	関 地 名 地	関 也 名 地	関 名 地	関 名 地	関 名
6. Dテ IE AW)											
	f 独 :	幸秋手谷	幸秋手谷	春医療	児した	朝朝霞霞	北医深境系	深 北	北北里本	北本里庄	岡 病 院
A	《丁·丁·丁·丁·丁·丁·一一一个独立行政法人国立病院機構	幸手市中四	幸手市中四-	春日部市緑町五医療法人財団明理会	児玉郡上里町大字金久保したら 眼科 クリニッ	朝霞市浜崎七〇三朝霞厚生病院	北埼玉郡騎西町日出安上医療法人愛應会 騎西涿谷市 上柴町西王―	聚分式 二氢丁氧深谷赤十字病院	北里研究所メデ北本市荒井六	北里研究所メディカ本庄市北堀八一〇	院
名規規	· 宝宝 1 1 1 1 1 1 1 1 1	四 	四 	緑町岩	町大宮	崎代院	西町日愛應会業町品	宇病 井六-	ガメデ 井六-	がメデ 堀八	
称 則 定	院 - 機 - 構	— 四 _	四		宝気リニッ	$\stackrel{\bigcirc}{=}$	出安上 騎西	1 阮	ィー ー ○	ィーカ カル	
第 に 	、 1 西 1 埼 -	<u> </u>	四一	─九──四 一九──四	児玉郡上里町大字金久保字寺西七六七し たら 眼科 クリニック		三岁八		セン	セン	
三十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十	玉中央病院			T 総合	西七六		三三二	-	タ ー 病	タ ー 病	
11. 早 連				院					病 院 	病 院 	_
	(17.5 位文): 1 防衛医科大学校病院	上尾市緑丘一―六―おが・おおぐし眼科	上尾市緑丘一―六―おが・おおぐし眼科	富士見市羽沢二―一医療法人財団明理会	児玉郡上里町大字金久保字寺西七六七医療法人順正会 したら眼科クリニッ	新座市北野三―一八―一六いしもと脳神経外科・内科	蓮田市根金一六六二—一医療法人顕正会 蓮田病熊名市広瀬八〇〇一二	≪⊁市に負人○○ こがリーンフォレストクリニッがリーンフォレストクリニッ	北里大学北里研究所メディカルセンタ北本市荒井六―一〇〇	北里大学北里研究所本庄市北堀八一〇	医療法人桂水会
伊加 金 機 月 の	1 科 大	中緑 おおお	中緑 おおお	兄 市 羽	4 人順	甲北野	中根 年 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	コンカース	学北 毘荒井	学北四北姆	法人柱
一 八		一くし	一くし	デンデンデンデン ディア ディア ディア ディア ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・ディスティ ディスティ ディス ディス ディスティ ディス ディス ディス ディス ディス ディス ディス ディス ディス ディ	町大	三十経	一 六 会 一 六	スォースト	里研室 公十	里研究	水会
八一所 第	病 院	- 大 眼科	六 科	— — — 会	字し	一外八科	天 蓮	スート 〇	デー ○	がく ス	
八在ず	-	-	_	一 鶴	金久保字寺西七六七したら眼科クリニッ	一 内六 内	二	こク 〇	ディカ	ディカ	岡 病 院
地る。				————— 無瀬病院	字科和	六 科	院	ニック	ルセ	ルセ	
塔				阮	四七六クリー			9	ンタ	ンタ	
埼 玉 県 知 平 平 平 事					ハ七ク				- 病 院	北里大学北里研究所メディカルセンター病院本 庄市 北堀八 一〇	
知 平 平 平 事	平	平	平	平	平	平	平	平			平
平 平 平 事 成二 + 成二 + 表 上 年 年 田	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年	平成二十年
Æ	午	午年		年	午年	午年	年	午	午	午	年
三 五 ^年 清 三 月 月 司	七月	六月	六月	三月	四 月	四 月	四 月	四 月	四月	四月	四 月
三月三十一日 三月三十一日 三月三十一日 一日 三月三十一日 日 二月三十一日					, -	. •					
子 子 十 一 一 六 日 日 日 日	日	日日	日	日	日	日	日	日	日	日	一 日 ——

逸 菊 杉 鈴 伊 池 Ш 康 大 政 史 之 輔 正 ぼうこう又は直腸機能障害 音声·言語機能障害、 聴覚障害、平衡機能障害、 心 心 心 h 臓 臓 機 機 能 能 障害 障 障 害 害 医療法人刀仁会 医療法人顕正会

医療法人財団石心会 医療法人財団石心会 春日部市立病院 坂戸中央病院

蓮田 病院

狭山病院 狭山病院

狭山市鵜ノ木一―三三 狭山市鵜ノ木一―三三 坂戸市南町三〇一八

平成

一十年

三月

三十

日 日 日

平成二十年

三月三十一

北足立郡伊奈町小室八一八 蓮田市根金一六六二―

平成二十年 平成二十年 平成二十年 平成二十年

三月三十 三月三十 二月二十九日 三月三十

一日 Н

春日部市中央七―ニ―

埼玉県立がんセンター

そしゃく機能障害

埼玉県告示第九百六十九号

とおり開催する旨埼玉県家畜商商業協同 合から通知があった。 第三条第二項第 (昭和二十四年法律第二百八 一号の講習会を次の

平成二十年七月十八日

埼玉県知事

上

清

司

深谷市上柴町東二丁目二十九番地 講習会を開催する指定講習機関 田

埼玉県家畜商商業協同組合

平成二十年九月八日 開催日時

月

及び九月

口

受付場所

九日(火) 午前九時から午後五時十五分まで

開催場所 埼玉県農林総合研究センター 研修

兀 講習の内容 資料展示館1階研修室

家畜の品種及び特徴 家畜の取引に関する法令 家畜の悪癖、 機能障害及び疾病 四時間 四時間

六時間

Ξ. 受講申込手続 申込方法

円分をはり付けたものを同封するこ 記した封筒 よることとし、受講票の送付先を明 と。なお、郵送の場合は現金書留に 受付場所へ持参し、又は郵送するこ びに講習会テキスト代(三千円) 申請書及び受講手数料 受講希望者は、 (定型) に郵便切手八十 家畜商講習会受講 (四千円) を 並

受付期間 埼玉県家畜商商業協同組合 深谷市上柴町東二丁目二十九番地 (郵便番号三六六—〇〇五

十日、 除く。)とする。郵送の場合は、 月二日、八月三日、 成二十年八月二十日(水)まで 成二十年八月二十日までの消印のあ 平成二十年八月一日 八月十六日及び八月十七日を 八月九日、 金 から平 八月 八 平

六 修了証明書の交付 るものに限る。

講習会の課程を修了した者に対して 修了証明書を交付する

種共同漁業権遊漁規則第五条第

項の

埼玉中央漁業協同組合共第9号第五

変更の内容

表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚

七 問い合わせ先 この講習会についての問い合わせ

に改める

ڮ は、埼玉県家畜商商業協同組合 ○四八―五七一―一一九九)にするこ (電話

兀

変更後の遊漁規則の施行

の日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十号

七号) 0) で、 漁業法 第百二十九条第三項の認可をした 次のとおり公示する (昭和二十四年法律第二百六十

平成二十年七月十八日

司

埼玉県熊谷市久下千八百三十 埼玉中央漁業協同組合 漁業権者の名称及び住所 埼玉県知事 田 清

埼玉県告示第九百七十一号

ので、 七号)第百二十九条第三項の認可をした 漁業法 次のとおり公示する。 (昭和二十四年法律第) 百六十

平成二十年七月十八日 埼玉県知事 田

清

司

児玉郡市漁業協同組合 漁業権者の名称及び住所

番地

埼玉県本庄市本庄四丁目八番三十三

号

漁業権の免許番号

共第九号

田市前小屋町」に、「妻沼町台」を「熊

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太

谷市妻沼台」に改める。

漁業権の免許番号

共第九号

変更の内容 児玉郡市漁業協同組合共第9号第五

に改める。 種共同漁業権遊漁規則第五条第一項の 表中「境町平塚」を「伊勢崎市境平塚

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太

兀 田市前小屋町」に、 谷市妻沼台」に改める。 変更後の遊漁規則の施行の日 「妻沼町台」を「熊

平成二十年七月1

埼玉県告示第九百七十二号

ので、次のとおり公示する。 七号)第百二十九条第三項の認可をした 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十

平成二十年七月十八日 埼玉県知事 上

漁業権者の名称及び住所 田

清 司

埼玉県北部漁業協同組合

改める。

埼玉県北埼玉郡騎西町騎西五十 番

漁業権の免許番号

七号

変更の内容 共第九号

五種共同漁業権遊漁規則第五条第 埼玉県北部漁業協同組合共第9号第 一項

の表中 |境町平塚 塚」に改める。

第六条の表中「尾島町前小屋」を「太

田市前小屋町」に、 谷市妻沼台」に改める

兀 変更後の遊漁規則の施行の

日

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十三号

ので、 七号) 漁業法 第百二十九条第三項の認可をした 次のとおり公示する。 (昭和二十四年法律第二百六十

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 田 清 司

漁業権者の名称及び住所

群馬県藤岡市立石千五十四 烏川漁業協同組合 番 号

漁業権の免許番号 共第九号

三 変更の内容

同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中 「境町平塚」を 烏川漁業協同組合共第9号第五種共 「伊勢崎市境平塚」に

谷市妻沼台」に改める。 田市前小屋町」に、 第六条の表中「尾島町前小屋」を「太 |妻沼町台| を 熊

四 変更後の遊漁規則の施行の日 平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十四号

を「伊勢崎市境平

一七号)第百二十九条第三項の認可をした 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十

百九十四の七、

八百九十八の七

「妻沼町台」を「熊 ので、次のとおり公示する。

平成二十年七月十八日 埼玉県知事 上 田

清

司

漁業権者の名称及び住所

東毛漁業協同組合

群馬県伊勢崎市曲輪町三

+

一番五号

漁業権の免許番号

三 変更の内容 共第九号

改める。 同漁業権遊漁規則第五条第一項の表中 「境町平塚」 東毛漁業協同組合共第9号第五種共 を「伊勢崎市境平塚」 に

田市前小屋町」に、「妻沼町台」を 谷市妻沼台」に改める 第六条の表中「尾島町前小屋」を「太 二熊

変更後の遊漁規則の施行の日

四

平成二十年七月三日

埼玉県告示第九百七十五号

律第二百四十九号)第三十条の二第 定であるから、森林法 規定により告示する。 次のように保安林の指定を解除する予 (昭和二十六年法 項

平成二十年七月十八日

比企郡ときがわ町大字玉川字日野原 解除に係る保安林の所在場所 埼玉県知事 田 清 司

八百八十九の四、 八百七十九の七、 八百九十四の六、 八百七十九の十五

> の五、千三百三十九の三 百三十二の三、千三百三十二の四、 大貫千三百三十三の二、千三百三十三 比企郡鳩山町大字竹本字宮ノ入千三

保安林として指定された目的 耕地の防風

解除の理由

 \equiv

道路用地とするため

埼玉県告示第九百七十六号

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第 ると認めたので、告示する。 流出抑制施設の設置等に関する条例(平 項の規則で定める技術的基準に適合す 次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

許可番号

第二〇〇七—一〇—二号

の区域 雨水流出抑制施設の敷地である土地

○―三他一三筆 比企郡滑川町大字羽尾字寺谷四七三

容量 雨水流出抑制施設の容量 八三九・八立方メートル

毎秒

浸透効果量

○・○○七立方メー

埼玉県告示第九百七十七号

八

次の雨水流出抑制施設は、 埼玉県雨水 埼玉県告示第九百七十八号

成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第 ると認めたので、告示する。 流出抑制施設の設置等に関する条例 項の規則で定める技術的基準に適合す 伞

許可番号 平成二十年七月十八日 埼玉県知事

田

清

司

の区域 雨水流出抑制施設の敷地である土地 第二〇〇七—一八—二号

雨水流出抑制施設の容量 容量 二六〇〇・七立方メートル 外二八筆

り、 県告示第八百二号)第一条の規定によ 理事業保留地処分規程(平成十八年埼玉 ついて、次のとおり公告する。 上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整 一般競争入札による保留地の処分に

平成二十年七月十八日

保留地の位置、 埼玉県知事 地積及び予定価格 田 清 司

入札物件番号

郡伊奈町大字大針九百八十九番地 五街区二画地及び六画地 伊奈特定土地区画整理事業八十 (北足立

(2)地積

(1) 位置

一 外

(3) 予定価格 六百五十五・一一平方メート

入札物件番号二 五千六百六十七万千七百十三円

口

(1) 位置

大字小針内宿四百二十七番地外) —二街区一画地 伊奈特定土地区画整理事業百二 (北足立郡伊奈町

(2)

三千五百七十三・七八平方メー

川越市大字野田字上野田町一〇五〇

(3) 二億八千八百四万六千六百六十 予定価格

入札物件番号三

(1)

位置

十九街区十画地(北足立郡伊奈町 大字小針内宿千百一番地外) 伊奈特定土地区画整理事業百五

(2)地積

二百八・九七平方メートル

(3) 千五百八十三万九千九百二十六 | 二 予定価格

二 入札物件番号四

(1)

位置

大字小針内宿千三百五十九番地 十四街区五画地 伊奈特定土地区画整理事業百九 (北足立郡伊奈町

(2)地積

三百八十二・一八平方メート ル

(3) 予定価格

朩 入札物件番号五

(1) 位置

三街区一画地 (北足立郡伊奈町大

(2)地積

予定価格 千九百四十・一六平方メートル

(3)

へ 入札物件番号六

(1)

三街区三画地(北足立郡伊奈町大 字羽貫三百七番地外 伊奈特定土地区画整理事業 言

(2)地積

予定価格 八百三十・五七平方メートル

(3)

五千百四十一万二千二百八十三

円

に参加することができない。 口 イ 入札に参加する者に必要な資格 は破産者で復権を得ない者 次のいずれかに該当する者は、 不正の利益を得るために連合した者 公正な価格の成立を害し、若しくは 成年被後見人若しくは被保佐人又 入札の公正な執行を妨げた者又は 入札

二千二百七十万千四百九十二 円

字小針内宿七百番地外) 伊奈特定土地区画整理事業二百

ニ 次の①から③までのいずれかに該

がなされている者

号)に基づき再生手続開始の申立て 生法(平成十一年法律第二百二十五 申立てがなされている者又は民事再

当し、その事実があった後二年を経

過していない者

一億五千百五十二万六千四百九 (2)

妨げた者

は契約者が契約を履行することを

落札者が契約を締結すること又

しなかった者

正当な理由がなくて契約を履行

ホ 都道府県民税・法人事業税・個人事 (3) 都道府県税(都道府県民税・法人 使用した者 ない者を契約の履行にあたり代理 事実があった後二年を経過してい 人、支配人その他の使用人として (1)又は(2)のいずれかに該当する

できない者 方法により契約代金を支払うことが 画整理事業保留地処分規程で定める 業税)の滞納がある者 上尾都市計画事業伊奈特定土地区

イ 入札参加申込み受付の期間及び場所

同月二十二日(金)まで 期間 平成二十年八月十八日 月 から

時から五時まで 午前九時から正午まで及び午後

口 場所

北足立郡伊奈町大字小室九千四百

五十四号)に基づき更正手続開始の

会社更生法(平成十四年法律第百

兀 イ 五十四番地 入札及び開札の日時及び場所 日時 埼玉県伊奈新都市建

平成二十年九月五日 入札物件番号一

金

午前

(2)

入札物件番号二

午前

(3)平成二十年九月五日 平成二十年九月五日 入札物件番号三 金 金

(4)一時三十分 平成二十年九月五日 入札物件番号四 金 午後

時三十分

午後

(5)三時三十分 平成二十年九月五日 入札物件番号五 金 午後

(6)四時三十分 平成二十年九月五日 入札物件番号六

金

午後

場所

五十四番地一 北足立郡伊奈町大字小室九千四百 埼玉県伊奈新都市建 七

<u>Ŧ</u>i. 入札保証金 設事務所二階会議室

郵送される納付書兼領収書により納付 分の五以上の額 入札参加者の見積もる入札金額の百 (入札参加資格審査後

すること。)

入札の無効

する入札は、無効とする 次のイからりまでのいずれかに該当

もの 入札者の押印のない入札書による

口 記載事項を訂正した場合において

よるもの は、その箇所に押印のない入札書に

押印された印影が明らかでない入

ニ 入札に参加する資格のない者がし 札書によるもの

たもの

ホ 書又は記入した事項が明らかでない 入札書によるもの 記載すべき事項の記入のない入札

へ 入札保証金を納付しない者又は納 よる額に達しない者がしたもの 付した入札保証金の額が所定の率に

ŀ したもの 代理人で委任状を提出しない者が

チ たもの 他の入札者の代理を兼ねた者がし

IJ 者がしたもの たもの又は二以上の者の代理をした 二以上の入札書を提出した者がし

価格で最高の価格をもって入札した者 落札者の決定方法 落札者は、埼玉県の予定価格以上の

八 その他

イ は、埼玉県伊奈新都市建設事務所に おいて配布する。 入札参加要領及び入札参加申込書

口 務所に電話で請求すること

奈新都市建設事務所(電話○四八―

こと。

埼玉県告示第九百七十九号

告する。 おり建築士の免許を取り消したので、 号)第九条第一項の規定により、 建築士法 (昭和二十五年法律第1

平成二十年七月十八日

なお、郵送を希望する者は、

入札に関し不明な点は、埼玉県伊

次のと 一百二 公

同事

七二二―一一七五) に問い合わせる

免許の取消しをした年月日

埼玉県知事

上

田

清

司

免許の取消しを受けた建築士の氏名 白井 平成二十年七月十日 勝晴

造建築士の別 前号に掲げる者の二級建築士又は木

一級建築士

兀 第二号に掲げる者の登録番号 埼玉県知事登録第六千百九十六号

Ŧi. 免許の取消しの理

たため。 本人から免許の取消しの申請があっ

埼玉県告示第九百八十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

般競争入札に付する。

平成二十年七月十八日

調達内容

埼玉県知事

上

田

清

司

<u>1</u> 購入等件名及び数量 警察車 (無線警ら車) 12台

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

(3) 納入期限

平成21年3月31日(火)

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 人札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同シス

テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額を入力又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に入力又は記載すること。

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「車輌・船舶・バイ 4 ク・自転車」を含む者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年 3 月27日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。 (5) 納1)トネトナス物品アついア 1計 報用事策アデナ事柄を巫は20年 8 日50
- (5) 納入しようとする物品について、入札説明書等に示す書類を平成20年8月29日(金)までに提出し、審査を受けた結果、仕様書等で要求する事項に適合することを認められた者であること。
- (6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求めによる埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (4) 納入する物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかにサービスを提供できる者であること。

入札書の提出場所等

(1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 渡邉 電話048-832-0110 内線2245 ファクシ

₹ 1) 048–824–4607

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付方法 この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)。
- (3) 入札書受付期間
- 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月5日(金)午前10時ま

3

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月4日(木)午後5時まで(必着)

(と) なお、郵送により提出する場合は、書留郵便による

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月5日(金)午前10時30分その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
- 日本語及び日本国通貨 入札保証金及び契約保証金

2

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

天的水皿玉 契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた 額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する 場合は、免除する。

入札者に要求される事項

3

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年8月29日(金)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合

- <u>9</u>+ それに応じなければならない。
- Y 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 同システムから確認申請する 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

3(1)の提出先まで郵送又は持参すること

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ひ る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め
- (5) 契約書作成の要否

6) 落札者の決定方法

もって有効な入札を行った者を落札者とする 財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格

(7) 手続における交渉の有無

8 競争入札参加資格の付与

の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付し 丁目15番1号) へ提出すること 担当(電話048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3 て、平成20年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査 2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定

支払条件

受注者に支払うものとする 発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

(2) (1) Nature and quantity of the products to be purchased: Radioinstalled police car Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:00 a.m.,

September 5 2008 By mail and In person; 5:00 p.m., September 4, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, Ext. 2245 3-15-1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago

埼玉県告示第九百八十一号

般競争入札に付する。 WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり

平成二十年七月十八日

埼玉県知事 上 田 清 司

調達内容

(1) 購入等件名及び数量 交通取締用四輪車 (一般用)

10台

2 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による

納入期限

(3)

平成21年3月31日(火

(4) 納入場所

埼玉県警察本部総務部財務局会計課が指定する場所

(5) 人札方法

は持参による入札も認める。また、入札金額については、上記(1)の物品の総額 テムの利用者登録をしていない業者については、紙媒体による入札書の郵送又 を入力又は記載すること。 本件入札は、 「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、 回シス

ので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者 の5パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があ に入力又は記載すること。 であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書 るときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とする なお、落札決定に当たっては、入札書に入力又は記載された金額に当該金額

競争人札参加資格

2

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。(2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資
- (2) 物品買入れ等に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等に関する公示(平成18年埼玉県告示第1543号)に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされ、かつ、物品等の種類に「車輌・船舶・バイク・自転車」を含む者であること。
- (3) 物品の買入れ等の契約に係る指名停止等措置要綱(平成8年6月13日付け出物第180号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- 物を100万)(- 密ノ、旧石庁上約10円、ない日、のかこの。 (4) 埼玉県の物品の買入れ等の契約に係る暴力団排除措置要綱(平成19年 3 月27
- 日付け出物第1153号)に基づく指名除外措置を受けていない者であること。(5) 納入しようとする物品について、入札説明書等に示す書類を平成20年8月29日(金)までに提出し、審査を受けた結果、仕様書等で要求する事項に適合することを認められた者であること。
- (6) 納入する物品の検査を行う設備を日本国内に有しており、契約担当者の求め による埼玉県警察職員の立会検査に応じられる者であること。
- (7) 納入する物品に関するアフターサービス体制が整備されていて、契約担当者の求めに応じて速やかにサービスを提供できる者であること。
- 入札書の提出場所等
- (1) 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合の提出先、契約条項を示す場所、入 札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部 総務部財務局会計課調度担当 渡邉 電話048-832-0110 内線2245 ファクシ ミリ048-824-4607

(2) 入札説明書及び仕様書の交付方法

この公告の日から上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡をすること。)

- 3) 入札書受付期間
- ア 埼玉県電子入札共同システムを使用する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年 9 月 5 日(金)午前10時30 分まで
- イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 競争入札参加資格の確認を得た日から平成20年9月4日(木)午後5時ま

で (必着)

なお、郵送により提出する場合は、書留郵便によること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 平成20年9月5日(金)午前11時

4 その他

 $\widehat{\mathbb{L}}$

契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金
- , 人札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率(100分の5以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則(昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。)第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率(100分の10以上)を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

入札者に要求される事項

3

この一般競争入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書を次のいずれかの方法で平成20年8月29日(金)までに提出し、競争入札参加資格(2(5)に定める競争入札参加資格を除く。)の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

- 、 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合 同システムから確認申請する。
- 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合 3(1)の提出先まで郵送又は持参すること

4

入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする

- この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書
- 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
- ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定め

る規則(平成7年埼玉県規則第106号)第9条の規定に該当する入札書(5) 契約書作成の要否

典

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

(8) 競争入札参加資格の付与

2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、本県所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入した上、必要な書類を添付して、平成20年8月20日(水)までに埼玉県総務部入札審査課入札参加資格審査担当(電話048-830-5775(直通)〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号)へ提出すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

その他詳細は、入札説明書及び仕様書による

Summary

 σ

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Traffic control can

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:30 a.m., September 5 2008 By mail and In person; 5:00 p.m., September 4, 2008

(3) Contact point for the notice: Property Management Section, Finance Division, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, Takasago 3–15–1, Urawa-Ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330–8533, Telephone 048–832–0110 Ext. 2245

埼玉県大宮県税事務所長告示第二号

り消した。 ・おり、次のとおり特約業者の指定を取け六号)第七百条の六の四第三項の規定・おり、次のとおり特別業者の指定を取ります。

埼玉県大宮県税事務所長平成二十年七月十八日

古庄清

宣示第二号

指定取消年月日平成二十年五月十五日大名又は名称新井大八郎主たる事務所埼玉県さいたま市北区文は事業所の本郷町一三九六所在地一三九六

の概要を次のとおり公表する。

平成二十年七月十八日

(昭和二十八年法律第三十五

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕

治

苓

1 栄養成分に関する検査

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律

第五十六条第七項の規定により、平成二十年六月に収去した飼料等の試験結果

静岡県静岡市清水区新 川泉港町 2 番地	式会社 J―オイルミ ズ静岡工場	製造事業場等の名称及 収び 所 在 地 収	たなり 少が日本キャ
城市砂68—1 ———————————————————————————————————	H20.6.10 	去年月日去場所	I
用	豊年ユニレット乳牛	飼料の名称	
•	20 5	- 徐	製造
27.3	25.0 以上	粗たん 白 質 %	
4.8	3.0 以上	粗脂肪%	
5.4 7.8	以下 11.0	粗繊維	試
	10.0 以下	粗灰分 ;	験
1.26 (0.60 (10 8 %	쐂
0.56	0.40 以上) ん <mark>揮発性</mark> 塩基性 % 窒 素 %	果
		水溶性 素 %	0
		ペプシン 消化率 %	兣
		TDN %	要
		M E de kcal/kg	
	11.2	での他 5 数件 水分)	
		備	

5 ことを示す。 5 った場合当該成	適合表示飼料であるに対して過不足があ	十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料であることを示す。 を示し、備考の欄に表示成分量に対して過不足があった場合当該成	条第二、1六、1		項若しくは第三下段に分析結果	第二、一次上面	一九条统元成分量	項又は第二に上段に表	飼料の名称の欄中の「働」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三 試験結果の概要の欄にあっては、個別検査項目別に上段に表示成分量、下段に分析結果の過不足量(絶対量)を示す。	飼料の名称の欄中の「颶」は、 試験結果の概要の欄にあってい 分の過不足量(絶対量)を示す。	(注) 1 飼料の名称2 試験結果の 分の過不足量
		0.30	0.24	1.5	0.3	6.0	78.2		20,000	頁左	番地 2
12.1				8.0			0.00 上以上	20.6	60% 鱼粉	H20.6.12	株式会社筒屋 春日部市大字赤沼704
		0.46	0.64	5.2	7.4	2.7	14.3	20.0	ו ד ר	E	Ē
14.6								90 e	ジャプログーコ		
		0.66	1.66	8.5	8.1	3.7	14.9			-	
13.2				 				90 B	ボーノ・ニケフ	II T	<u> </u>
		0.50	0.78	5.7	8.0	4.2	16.7	20.0	1	E	Ē
11.1								90 G			
		0.22	0.79	5.2	5.0	3.2	13.1	20.0		同左	行工场 深谷市櫛引43—4番地
34.5								9 0 л		H 20.6.11	寿産業株式会社配合飼 料工担
		0.45	0.34	3.6	5.1	3.5	12.9		シーエス	北埼玉郡大利根町 大字生出193番地	茨城県神栖市東深芝 2 の 4
12.9		0.20 以上	0.25 以上	10.0 以下	10.0 以下	2.0 以上	12.0 以上	90 л	マル中印肉用牛肥育田配合 韶数 ベ バー	H20.6.11 サンコー株式会社 ナ却想丁堪	中部飼料株式会社鹿島 工場
		0.40	0.34	4.5	16.1	3.2	13.8	20.0	l H	Ē	E
11.5								90 д	豊年ファイバーフィ		
		0.72	0.90	6.9	4.2	7.1	23.3	0.0	ニア乳牛用		
11.2		0.40 以上	0.60 以上	以 寸 0.0	り.0 日本	3.0 以上	21.0 以上	90 л	豊年ソヤレットジュ	<u>II</u>	<u> </u>
		0.95	1.36	8.9	6.0	4.0	20.0	1.007	用		
12.9		0.40 以上	0.50 以上	以一元	以 寸 つ	2.0	18.0 以上	20 4	豊年ソヤレット乳牛	<u> </u>	<u> </u>

安全性に関する検査

2

製造事業場等の 名称及び所在地	PJ	<u></u>	<u> </u>				19915
収 去 場 所 飼料又は飼料 飼料又は飼料添加物の名称 年	ı	 Vi. Si				1,11,110	
収 去 場 所 飼料又は飼料 飼料又は飼料添加物の名称 (製)		株式会社简屋 春日部市大字; 地2	回	珂	回	寿産業株式会を 工場 深谷市櫛引43-	
調料 飼料又は飼料添加物の名称 (分) バイプロゲイン バイプロアシスト バイプロビーフ バイプロビーフ		赤沼704番	H	h	h	上配合飼料	場等の用が出
調料 飼料又は飼料添加物の名称 (分) バイプロゲイン バイプロアシスト バイプロビーフ バイプロビーフ		回	皿	回	回	画	
調料 飼料又は飼料添加物の名称 (分) バイプロゲイン バイプロアシスト バイプロビーフ バイプロビーフ		左	-	h-	h-	左	
4添加物の名称 無							
製 造 (輸入)		60%無粉	バイプロビーフ	ドライミックス	バイプロアシスト	バイプロゲイン	飼料又は飼料添加物の名称
武 験 結 果 の 概 要 備 考 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 重金属—カドミウム、鉛、ひ素 重金属—カドミウム、鉛、ひ素		20.6	20.6	20.6	20.6	20.5	製 (輸入) 年 · 月
金		重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	重金属―カドミウム、鉛、ひ素	験 結 果 の 概
- Light							
							en la

(注) ことを示す。 飼料又は飼料添加物の名称の欄中の「皦」は、法第二十七条第一項又は第二十九条第二項若しくは第三十条第二項の規定に基づく規格適合表示飼料である

試験結果の概要の欄は、違反が認められなかった場合にはその検査項目を示し、違反が認められた場合にはその検査項目及び検査結果を示し、備考の欄に違 反の内容を示す。

埼玉県農林総合研究センター所長告示第十一号

殊肥料の検査の結果を次のとおり公表する。 肥料取締法 (昭和二十五年法律第百二十七号) 第三十条第七項の規定により、

平成二十年七月十八日

特

埼玉県農林総合研究センター所長 星 裕 治

-16-

平成20年6月分

							·	,			T14							7100	
	埼玉県飯能	平成二十年七月十八日	で、公告する。	の開発行為に関わ	号)第三十六条第	都市計画法(記	号	埼玉県飯能県土整	備考:1 分析 TN- 2 分析	くず大豆及びそ の粉末	動物の排せつ物						たい肥	指 定 名	
根岸功	埼玉県飯能県土整備事務所長	月十八日		の開発行為に関する工事が完了したの	第三十六条第三項の規定により、次	都市計画法(昭和四十三年法律第百		埼玉県飯能県土整備事務所長告示第四十	分析検査を実施した成分等の略号は次のとお IN―窒素全量、TP―りん酸全量、TK―加里 分析値は原則として現物当たりの数値である	野本勝太郎	橋本芳—	新井勝	有限会社大畠畜産	松浦亨	丸山博道	杉橋崇男	海老原茂	王座(軸へ入は吸冗) 届 出 業 者	k-
三ココ丁がく保育一丁目宣称一〇号四 開発許可を受けた者の住所及び氏名	九番二、二九番三	入間郡毛呂山町大字小田谷字木島二	三 開発区域に含まれる地域の名称	飯整第二〇〇〇〇三号	平成二〇年七月十四日	二 検査済証番号	指令飯整第一九○○四八○号	平成二十年三月二十一日	りである。 全量、TCu— 。ただし、備	くず大豆	乾燥鶏糞	新井養豚堆肥	エコ堆肥	松浦1号	豚糞堆肥(籾殻・おがくず入 り発酵豚糞堆肥)	発酵けいふん	鶏糞堆肥	者 田 出 名	
及び氏気		字木島	名 称				号		•	5.02	2.42	2.74	3.33	1.00	1.76	1.87	2.10	(%)	
	号		九号	埼					TZn―亜鉛全量、 「乾物当たり」と	1.10	5.08	4.94	3.46	1.96	2.96	5.25	3.18	TP (%)	
I II I	号)第三十二	都市計画法	号	玉県行	;	}	代表	株式	亜鉛全过たり」	1.70	3.28	1.69	1.67	1.82	2.34	2.87	2.14	TK (%)	強
	一十六条第			田県土整			代表取締役	株式会社祥栄	量、TCa と記載の	12	150	185	163	14	84	97	49	TCu (mg/kg)	州
る。に関する工事が完了したの	ハ条第三項の規定により、	(昭和四十三年法律第百		埼玉県行田県土整備事務所長告示第三十			小久保	,	−石灰全量 ある場合	49	361	584	478	102	251	313	306	$\frac{TZn}{(mg/kg)}$	0
が完了、	定によ	一年法律		長告示		}	祐久		it, C/N	0.35	17.36	4.47	2.89	0.77	2.44	14.65	12.15	TCa (%)	許
したの	り、次	律第 百		第三十					7――――――――――――――――――――――――――――――――――――		8.2	9.7	8.9	13.4	10.7	8.8	8.9	C/N	無
三三				•	_				紫窒素1:き他の	9.75	12.76	26.47	27.89	64.05	39.62	23.22	28.57	*分 (%)	
比奇玉郡 開発区域	平成二十	検査済証番号	指令行整	平成二十	許可番号		埼玉県	平成二十	七、水分―)項目(は乾									その他 の検査	
比奇玉郡猗丏叮大字ヨ出女字中九三開発区域に含まれる地域の名称	平成二十年七月十四日第十一号	番号	指令行整第一九〇〇八一一号	平成二十年七月十四日		南沢	埼玉県行田県土整備事務所長	平成二十年七月十八日	TZn―亜鉛全量、TCa―石灰全量、C/N―炭素窒素比、水分―水分含有量 「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。 									蒲	
まぎ 申んの名称	十一号		号			郁一郎	務所長		<i>ふ</i> め。									淅	

地

兀

開発許可を受けた者の住所及び氏名

北埼玉郡騎西町大字西ノ谷一二三番

七号 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十

の開発行為に関する工事が完了したの 号)第三十六条第三項の規定により、 で、 都市計画法 公告する。 (昭和四十三年法律第百

五十嵐 友康 五十嵐 和代

平成二十年七月十八日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

平

井

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十

都市計画法 (昭和四十三年法律第 百

号

第三十六条第三項の規定により、

次

の開発行為に関する工事が完了したの 公告する。 平成二十年七月十八日

井 順 埼玉県杉戸県土整備事務所長

許可番号 指令杉整第二〇〇〇三六〇号 平成二十年六月十日

検査済証番号

大貫

平成二十年七月九日

開発区域に含まれる地域の名称

四 埼玉県南埼玉郡宮代町字宮東七九 開発許可を受けた者の住所及び氏名

昭次

杉整第五二八—一号

南埼玉郡宮代町字宮東一—三、 四

七八、七九—

号 で、 公告する 平成二十年七月十八日

平

許可番号

次 _

検査済証番号

平成二十年七月十一日

 \equiv 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県北葛飾郡鷲宮町大字東大輪二

六 | |

順 兀

平成二十年五月二十八日

指令杉整第二〇〇〇二五〇号

許可番号

平成二十年七月九日 検査済証番号 杉整第五二六—一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

番九、一十、一十一 北葛飾郡鷲宮町大字鷲宮字内下一六

ヒルズKUKI二〇二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 埼玉県久喜市北一―五―二三セント

兀

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第七十

八号 の開発行為に関する工事が完了したの 都市計画法 第三十六条第三項の規定により、 (昭和四十三年法律第百 次

> 口 1

埼玉県杉戸県土整備事務所長 井 順

> 平成二十年六月十八日 指令杉整第一九〇一九九一号

開発許可を受けた者の住所及び氏名

_

場所

平成二十年七月二十四日

午前十時

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番

舞田

日時

裕美子

埼玉県教委告示第三十四号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり

招集する。

平成二十年七月十八日

埼玉県教育委員会委員長

髙 橋 史

朗

北葛飾郡鷲宮町大字東大輪字南前二

六七—

杉整第五三七—一号

-号

三 議題 埼玉県教育局教育委員会室

当面する教育関係諸問題について

埼玉県選管告示第八十三号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する

平成二十年七月十八日

平成二十年七月二十三日 午前十時

埼玉県選挙管理委員会委員長

加

藤

憲

日時 埼玉県選挙管理委員会室

 \equiv 場所 議題

その他 坂戸市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てについて

正 誤

十年三月二十八日号外第十二号 埼玉県教育委員会規則第九号 (平成二 中訂正

段

行 誤

> 八 幼稚園」

幼稚園、」

正

平成 2	0年	-7	月 1	8	H ((金師	謃日)			埼		<u>F</u>	県	Į	報									第	1 9	9 5	7号	
発行日 火曜日·金曜日 購読料金	誤	三 二 表中	ページ 段	を処理するため、職員を指揮監督する。	日当 W 長 上司の命を受け、特に指定された事項を掌	正	打当当」を処理するため、職員を指揮監督する。	日当事長 上司の命を受け、特に指定された事項を処	影	三 一 表中	ページ 段	十年三月二十八日号外第十二号) 中訂正	埼玉県教育委員会規則第十号(平成二			開催に関する事務	正	開催に係る事務	三 一 七 誤	務	連絡調整に関する事	正	連絡事務	二二八誤	務	連絡調整に関する事	正	連絡事務	
(郵便料金を含む。) 発 ○四八一年四万三千四百円 者 埼さいたま	項にお	改め、	三十二 一 十四 誤	第二条第一	正	第二条第二項	三十二 一 十 誤	第六条第三項	正	第六条第二項	三十一 二 八 誤	七	規則」	三正	から十	三十一 一 後ろ 規則」	ページ 段 行 誤	三十一 一 十一行目を削る。	ページ 段 行	号) 中訂正	(平成二十年三月二十八日号外第十二	埼玉県教育委員会教育長訓令第二号			を処理するため、	田当部長上司の命を受け、特に指定さ	正	打当音具を処理するため、職員を指揮	上司の命を受け、
一八二四一二一一(代表) 6市浦和区高砂三丁目十五番一号 県	いて「げん」	「(以下この		第一項		第二項		第三項		第二項			という。)第			という。)第		る。 			亏外第十二	訓令第二号			職員を指揮監督する。	特に指定された事項を掌		職員を指揮監督する。	特に指定された事項を処
埼玉県報ホームページアドレス http://www.pref.saitama.lg.jp/A 01 /BA 00/kenpouhome/fr_top.htm																				規則」に改め	を「げんきプラザ	ザ規則」という。)」	いて「げんきプラ	(以下この項にお	きプラザ管理規則	、「埼玉県立げん	正	いう。)」を削り	きプラザ規則」と
印 ○四八—八六二—二九○一(代表) さいたま市南区別所三—一—一○																													